



自分の病気についての説明

- 1) 「説明と同意」に基づく医療を行っています。検査や治療、病状についての説明がわかりづらい、よく理解できない場合は、納得できるまでおたずね下さい。
- 2) 主治医は、患者さんの病気や検査、治療などについて説明を行います。
- 3) 入院時に「入院診療計画書」を渡して、入院中の診療予定を説明します。
- 4) 退院時に「退院療養計画書」などを渡して、退院後の療養について説明します。
- 5) ご家族が、主治医から説明を希望される場合は、日時（平日午前9時00分～午後5時00分の診療時間内）を予約して下さい。ただし、緊急の入院での症状説明や治療方針などの説明は除きます。
- 6) 患者さんの病気に関するプライバシーを守るため、一緒に説明を受ける方をあらかじめ選んでおいて下さい。原則として会社の方、知人、友人等への説明はできません。病状説明が必要な場合は、ご本人の同意が必要です。
- 7) 電話での症状説明などは、個人情報保護の観点により行っていませんので、ご了承下さい。
- 8) 不明な点や要望があれば、主治医・看護職員などにご相談して下さい。
- 9) 服用している薬の説明を薬剤師から受けることができます。
- 10) 他の医療機関の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞いてみたい場合には、ご相談下さい。

